■移住支援事業・起業支援事業の事業概要イメージ

富山県

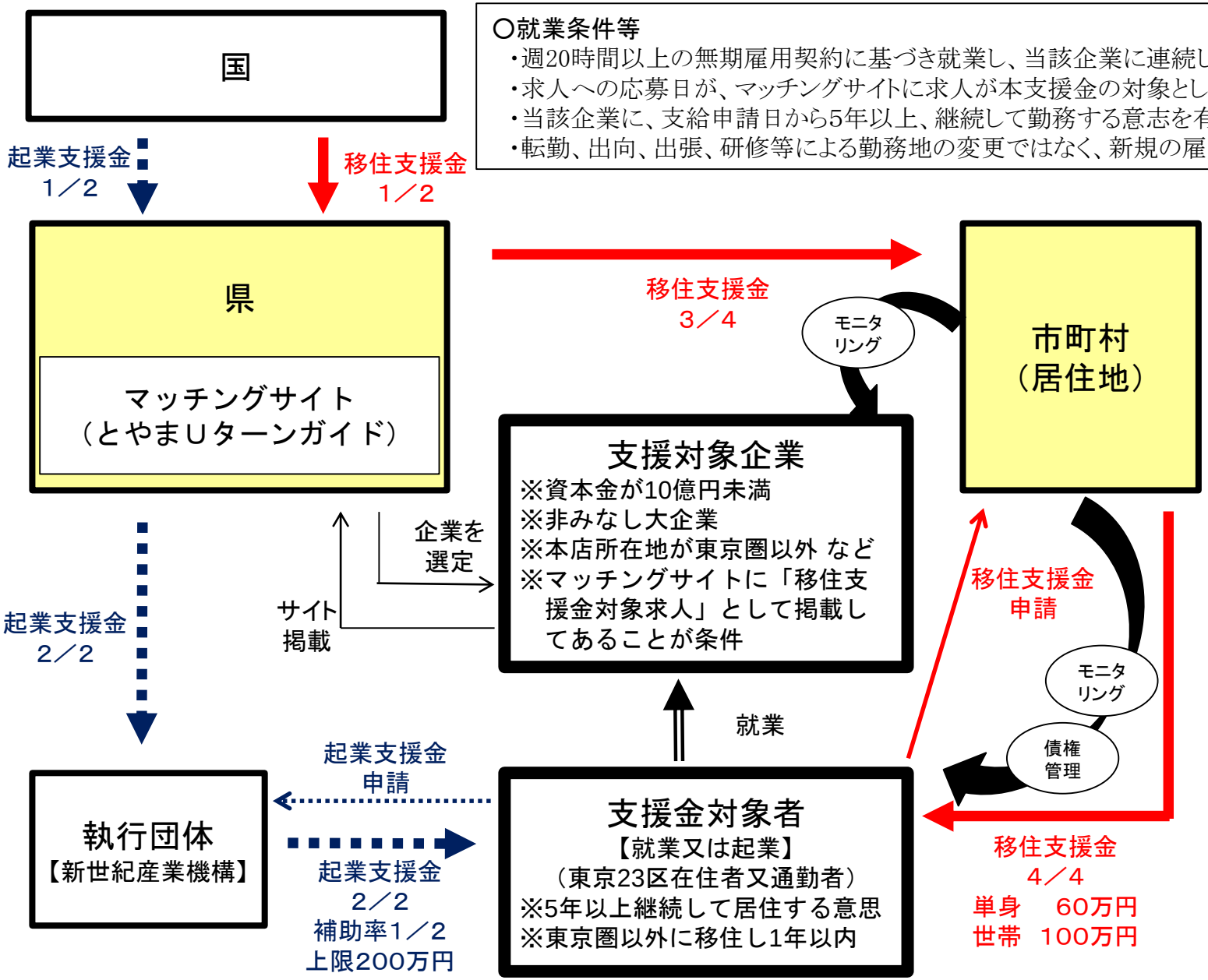

○就業条件等

- 週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業し、当該企業に連続して3ヶ月以上勤務
- 求人への応募日が、マッチングサイトに求人が本支援金の対象として掲載された日以降であること
- 当該企業に、支給申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

○返還対象者の要件

- 支給申請から5年以内に、支給金を受給した市町村から転出した場合

※富山県内の統一ルールとして、移住促進を図る観点から、支援金受給者が富山県内で移動しても返還対象としない。

- 支給申請から1年以内に、申請時に勤務していた対象就業先での職を辞した場合
- 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合

※雇用企業の倒産、災害、病気等、やむを得ない事情による場合は除く